

飯田市子ども若者まんなかプランの一部記載事項の変更について (飯田市乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)に関する記載の一部 変更)

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針(以下「基本指針」とい
う)に即して、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、飯田市では令和
7年3月に計画を設定している。基本指針について、以下の事項が改正されたため、飯田市
子ども若者まんなかプランの一部記載事項の変更を行うもの。

基本指針の改正の内容

乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針について次の改正が行われたため、令
和8年4月1日から適用。

- (1) 量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期。
- (2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項。

1 飯田市子ども若者まんなかプラン 一部記載事項の変更(案)について (変更案は別紙の通り)

(1) 量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・量の見込みと提供体制の確保の内容については策定済み(飯田市子ども若者まんなか
プラン(第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開, p.127)に記載
済み。
- ・事業区分の変更 「4 地域子ども・子育て支援事業」から「5 乳児等通園支援事
業」へ変更

(2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項。

- ・地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保
に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有すること
ができる体制を整備することについて追記。
- ・乳児等通園支援事業が0歳6か月から満3歳児未満を対象とする事業であるため、各
事業者への積極的な働きかけなどにより、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の円
滑な連携・接続に取り組むことについて追記。

2 今後のスケジュール

2月27日(火) 変更について県へ報告

P127

【削除】

⑳ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども誰でも通園制度は、保護者の保育要件（就労等）を問わずに、月 10 時間まで時間単位で保育園を利用できる制度です。

〈同掲載の表の削除〉

P128 に追加

【新規】

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(1) 乳児等通園支援事業の量の見込み及び確保の内容

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園支援事業を実施します。

■ 量の見込み及び確保の内容（人日／月）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み					
0 歳児（人）	10	10	10	9	9
1 歳児（人）	11	11	11	11	11
2 歳児（人）	9	8	7	8	8
確保の内容					
0 歳児（人）	10	10	10	9	9
1 歳児（人）	11	11	11	11	11
2 歳児（人）	9	8	7	8	8

(2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

① 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

② 乳児等通園支援事業が 0 歳 6 か月から満 3 歳児未満を対象とする事業であるため、各事業者への積極的な働きかけなどにより、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の円滑な連携・接続に取り組んでいきます。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



○ 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
 （※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えらるることに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○ 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用ニーズ）及び「確保の内容」（量の見込みに対する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

① 延長保育事業

仕事や家庭の事情により、保育短時間（8時間）及び保育標準時間（11時間）を超えて保育を必要とする家庭のニーズに応えるため、開所時間の範囲内で延長保育を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	670	650	631	612	594
確保の内容（人日）	670	650	631	612	594

② 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容(ショートステイ)

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	150	150	150	150	150
確保の内容（人日）	150	150	150	150	150

■ 量の見込み及び確保の内容(トワイライトステイ)

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	10	10	10	10	10
確保の内容（人日）	10	10	10	10	10

⑱ 子育て世帯訪問支援事業

2022（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	105	105	105	105	105
確保の内容（人日）	105	105	105	105	105

（人日：年間延べ人数）

⑲ 親子関係形成支援事業

2022（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育ての悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

■ 量の見込み及び確保の内容

数値区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	40	40	40	40	40
確保の内容（人）	40	40	40	40	40

（人：実人数）

⑳ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども誰でも通園制度は、保護者の保育要件（就労等）を問わずに、月10時間まで時間単位で保育園を利用できる制度です。

■ 量の見込み及び確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
0歳児（人）	10	10	10	9	9
1歳児（人）	11	11	11	11	11
2歳児（人）	9	8	7	8	8
確保の内容					
0歳児（人）	10	10	10	9	9
1歳児（人）	11	11	11	11	11
2歳児（人）	9	8	7	8	8

（人：実人数）